

法科大学院授業料免除について

本法科大学院の授業料免除は、以下のような基準で取り扱う旨本学の評議会で決定されています。

「学業優秀に重きをおき、かつ、経済的な理由により授業料の納入が困難である者に、その納入を免除することにより、学業へのインセンティブを与えること」を主たる目的として、独立行政法人日本学生支援機構の大学院第一種奨学金の選考基準に準じて選考を行う。

- 免除の額**：原則として半期授業料の半額を上限とし、必要に応じてこれに準ずる額とする。
- 学力基準**：独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金に係る学力基準を準用する。
- 家計基準**：独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金に係る家計基準を準用する。
(申込者本人の収入金額が基準額以下であること。)
ただし、必要に応じて全学の授業料免除の家計基準を準用し、申請者の属する世帯の総所得金額（総収入金額から必要経費、特別控除額を差し引いた金額）により算定する。

申込者本人の収入金額は、下表の各項目を合計して算出する。

項目	留意点
定職収入	・勤務の条件が常勤で定給を得ている場合 ・前年1年間のもの ・ただし、前年1年間の収入金額に対して、本年の収入金額が転・退職等でかなりの変動が見込まれる場合は、4月1日（後期申請は10月1日）時点で本年1年間に見込まれる収入金額
奨学金	・本年度1年間に受けるすべての給付・貸与奨学金の合計額 ・現在申請中のものは除く
アルバイト収入	・定職以外で見込まれる報酬
父母等・配偶者からの給付金	・自宅通学者は、食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、さらに授業料・通学費・小遣い等、本人または本人に代わって家計から支出する金額も算定して、その合計額 ・自宅外通学者は、金銭・物品を問わず、本人が父母等・配偶者から給付を受ける金額および父母等・配偶者が本人に代わって負担する金額の合計額
預貯金からの引出	・預貯金からの引出(取り崩し)額
その他の収入	・本年1年間に本人の資産から生じる利子収入・配当収入など、上記収入にあてはまらない収入見込金額

※ **授業料免除受付日：2019年3月7日（木）**

※ **「名古屋大学授業料免除申請書」**

に各種証明書を添付し提出してください。

・**「法科大学院授業料免除申請書」**